⑶　副次発射測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	測定する副次発射周波数（検出した周波数）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	（注２）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

３　試験機器の状態

⑴　制御器等を用いて試験機器の送信を停止し、試験周波数を連続受信状態とする。

⑵　連続受信状態にできない場合は、外部試験装置より試験信号を加える。

⑶　試験周波数に設定し、バースト時間率（注３）を一定とした継続的送信状態とする。

４　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、９kHzから３GHzまで掃引して技術基準が異なる帯域ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。

⑵　検出した結果が４nW以下の場合は、検出した値を測定値とする。

⑶　検出した結果が４nWを超えた場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を100MHz、10MHz、１MHzのように分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、平均化処理を行ってバースト内平均電力を測定する。

⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

５　試験結果の記載方法

⑴　技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を、技術基準に規定する単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において各周波数ごと（参照帯域幅内）における総和を、技術基準に規定する単位で周波数とともに記載するほか、参考としてそれぞれの空中線端子ごとに最大の１波を、技術基準に規定する単位で周波数とともに記載する。

６　その他

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行うこととする。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

⑶　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を、高周波電力計及び信号発生器を使用して確認する。

⑷　スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「ＲＭＳ」を用いることができる。

⑸　４⑶におけるバースト内平均電力は、受信状態において副次発射がバースト状に発射される場合の、副次発射のバースト内平均電力である。

⑹　連続受信状態にできない試験機器の場合は、スペクトル分析器に過大入力が入らないように振幅制限器等を用いて測定することができる。

⑺　試験機器の設定を連続受信状態にできないものについては、試験機器の間欠受信周期を最短に設定して、測定確度が保証されるようにスペクトル分析器の掃引時間を、少なくとも１サンプル当たり１周期以上とする必要がある。

⑻　複数の空中線端子を有する場合であっても、空中線選択方式のダイバーシチ等の場合は、同時に受信回路に接続される空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線端子によって測定値が異なることが懸念される場合又は切り替えにより受信回路に接続されない空中線端子からの発射が懸念される場合は、省略してはならない。

注１　副次発射探索時の設定を次のとおりとする。

掃引周波数幅	分解能帯域幅
９kHzから150kHzまで	１kHz
150kHzから30MHzまで	10kHz
30MHzから1,000MHzまで	100kHz
1,000MHzから2,505MHzまで	１MHz
2,505MHzから2,535MHzまで	１MHz
2,535MHzから３GHzまで	１MHz

注２　副次発射測定時の設定を次のとおりとする。

副次発射周波数（検出した周波数）	分解能帯域幅
９kHz以上150kHz未満	１kHz
150kHz以上30MHz未満	10kHz
30MHz以上1,000MHz未満	100kHz
1,000MHz以上３GHz以下	１MHz

注３　バースト時間率を「電波を発射している時間／バースト繰返し周期」とする。

十一　不要発射の電力の基準

周波数帯	規定値	
	空中線電力が１W以下の送信装置	空中線電力が１Wを超える送信装置
９kHzを超え150kHz以下	任意の１kHzの帯域幅における平均電力が50μW	任意の１kHzの帯域幅における平均電力が25μW
150kHzを超え30MHz以下	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が50μW	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が25μW
30MHzを超え160MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が50μW	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が25μW
160MHzを超え170MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が４nW。ただし、陸上移動局の送信装置にあっては、任意の100kHzの帯域幅における平均電力が１μW	
207.5MHzを超え215MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が3.2μW。ただし、陸上移動局の送信装置にあっては、任意の100kHzの帯域幅における平均電力が１μW	
215MHzを超え１GHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が50μW	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が25μW
１GHz超	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が50μW	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が25μW